



キャッシュレス決済の普及に向けた取り組みについて

研究員 小澤 陽介(出回元 山梨中央銀行)

1 はじめに

現在、日本では少子高齢化や生産年齢人口減少の時代を迎え、特に小売や飲食業を中心に「人手不足」が発生している。この状況に対し、政府はキャッシュレス決済を普及させることにより、生産性向上を図ることを進めている。店舗で現金を扱う機会を減少させ、レジ締め等にかかる負担を軽減しながら、最終的には店舗の無人化も視野に入れている。キャッシュレスサービスの事業者(以下プラットフォーマーという)は政府の方針もさることながら、キャッシュレス決済が普及することにより生まれる手数料市場の獲得にむけ、莫大な広告宣伝費をかけ、サービスの普及に注力している。一方、消費者やキャッシュレスサービスの導入を検討している事業者の中には、あまりに急速にキャッシュレスサービスが拡大しているため、戸惑っている方々も多いと思われる。

政府は、2025年にはキャッシュレス決済比率を現在の約20%から40%へ引き上げることを目標として

おり、今後予定されている東京オリンピック・パラリンピックや大阪万博に向けて、さらにキャッシュレス決済普及に向けた施策を進めており、プラットフォーマーによるサービスの拡大もさらに広がりを見せる可能性がある。

本稿では、増加するキャッシュレスサービスを整理し、山梨県のキャッシュレス事情を調査する中、キャッシュレスサービスの今後の展望や可能性について考察する。

2 キャッシュレスとは

キャッシュレスとは、経済産業省の「キャッシュレス・ビジョン」によると、「物理的な現金(紙幣・硬貨)を使用しなくても活動できる状態」と定義されている。

一般的に普及しているポストペイ(後払い)のクレジットカード、チャージ等を行って使用するプリペイド(前払い)の電子マネー、リアルタイムペイ(即時払い)のデビットカードや、昨今普及が進んでいるモバイルウォレットと、支払うタイミング別には3種類、またサービス例では4種類

に大別されている。

表 キャッシュレス支払手段の例

	プリペイド (前払い)	リアルタイムペイ (即時払い)		ポストペイ (後払い)
主なサービス例	電子マネー (交通系、流通系)	デビットカード (銀行系、国際ブランド系)	モバイルウォレット (QRコード、NFC等) ※プリペイ、ポストペイ可能	クレジットカード (磁気カード、ICカード)
特徴	利用金額を事前にチャージ	リアルタイム取引	リアルタイム取引	後払い、与信機能
加盟店への支払いサイクル	月2回など	月2回など	即日、翌日、月2回など様々	月2回など
主な支払い方法	タッチ式 (非接触)	スライド式(磁気) 読み込み式(IC)	カメラ/スキャナ読み込み (QRコード、バーコード) タッチ式(非接触)	スライド式(磁気) 読み込み式(IC)
【参考】 民間最終消費支出に占める比率 (日本国内)	1.7%	0.3%	—	18.0%

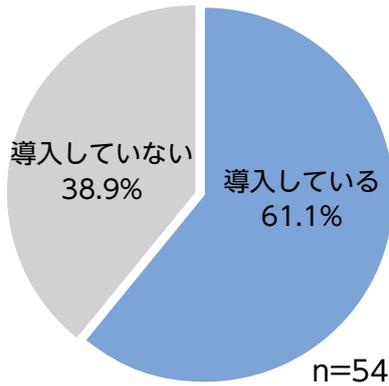
(出典)経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」

3 山梨県の現状

①山梨県における事業者のキャッシュレス状況

山梨県のキャッシュレス決済の現状として、2019年3月に甲府商

図 キャッシュレス決済の導入状況について



(出典) 甲府商工会議所「キャッシュレス決済の対応状況に関する調査」

工会議所が事業所を対象に行った調査結果を参考とした。調査結果によると、約6割の事業所でキャッシュレス決済を導入しており、導入事業者の中で約9割はクレジットカードを導入している。しかし電子マネーについては約3割、QRコードについては2割と普及が進んでいないという結果となっている。またキャッシュレス決済の未対応事業所において、今後の対応予定について聞いた設問では、約6割の企業が「対応の予定はない」と回答しており、消費税増税の還元事業による政府のキャッシュレス導入支援等ある中、低調な状況となっていた。

しかし2019年10月以降、政府の還元事業が始まると、全国で多くの店舗が事業への登録を行い、経済産業省の発表によると、登録加盟

②山梨県における外国人観光客の状況
日本への外国人観光客は増加傾向にあるが、山梨県においても同様な状況が続いている。

店舗数は約94万店に上っている。毎日の還元額が大きく、還元事業の予算も不足することが予想されたことから、補正予算等の対応も行われている。山梨においても、いちやまマー ト、オギノ、アマノパークス、岡島百貨店等大手小売店においては還元事業の活用を行っており、今後はキャッシュレス決済の利用者増加により、小規模店舗でもキャッシュレス決済導入店舗が増加することが期待される。

表 外国人延べ宿泊者数の比較

	平成30年(確定値)		平成29年(確定値)		平成28年(確定値)		平成27年(確定値)	
	延べ宿泊者数	前年同期増減	延べ宿泊者数	平成30年 同期比	延べ宿泊者数	平成30年 同期比	延べ宿泊者数	平成30年 同期比
累積	1,961,210	352,450	1,608,760	121.9%	1,371,300	143.0%	1,252,130	156.6%
(参考)	1,618,010	333,930	1,284,080	126.0%	1,227,020	131.9%	1,141,040	141.8%

(参考)は、従業員数10人以上の施設の延べ宿泊者数
(出典)山梨県「平成30年年間宿泊旅行統計調査結果(確定値)について」

海外のキャッシュレス決済の普及状況を考えれば、外国人観光客の増加が著しい山梨県においては、さらなるキャッシュレス決済の普及が不可欠である。今後、日本においてキャッシュレス決済の普及を積極的に進めている地域について事例調査を行うほか、山梨県においてキャッシュレス決済普及のために各機関が行っている取り組み等について研究を進める予定である。こういった研究の紹介が、山梨県におけるキャッシュレス決済普及の一助になれば幸いである。

4 終わりに

山梨県の発表した「平成30年年間宿泊旅行統計調査」によると、2018年の外国人延べ宿泊者数は196万1千人で前年比+21.9ポイントと大幅な増加となっている。また国籍別に見ると、中国からの観光客の占める割合が大きく、全体の41.7%となっている。中国ではキャッシュレス決済の利用率が高く、アリペイ等の普及によりQRコード決済も広く普及している。中国からの観光客の増加が著しい山梨県にとって、より多くの消費を取り込むためにも、キャッシュレス決済の普及は欠かせない状況となっている。

市町村の 元気印

「住みよい地域づくりを目指して」 奮闘記

特定非営利活動法人さいはら

理事長 外月 正次

NPO法人さいはらとは

私たちの住む西原^{さいはら}地域は、上野原市の山間地に位置し、少子高齢化が顕著で高齢化率は50%を超えています。それに伴い様々な問題が生じ、徐々に住みにくいと感ずることも多くなってきました。そこで平成22年にNPO法人を立ち上げ、地域づくりに着手しました。私たちは「とにかくできることは積極的にやってみよう!」という姿勢で何事にも挑戦しながら、地域に暮らしている人達が楽しく暮らせるよう、住みよい地域づくりのために日々奮闘しています。

NPO法人さいはらの活動は、西原地域活性化施設である「びりゅう館」を拠点とし、地域特産品の開発や販売事業などを展開しています。また、地域のPR活動として各種イベントを実施し、首都圏を始めとした他地域の住民との交流の場を設け、移住を推進するとともに、集落の孤立化対策として多彩な高齢者福祉サービスの実施や地域送迎バスの運行などにより、地域福祉の充実に貢献することを目指しています。

活動内容① 福祉への取り組み

地域の平均年齢が60歳以上の現状では、高齢者が抱える問題が大きなものとなっているので、まず福祉関係の取り組みを紹介します。

健康寿命を延ばし、楽しく暮らすため「元気いきいき教室」を「びりゅう館」で開講し、参加者の生きがいにつながる心のこもったサービスを提供しています。平成30年度の延べ利用者は1,915名で、教室終了後に皆でわきあいあいと食べる健康に配慮したびりゅう館

お手製の昼食も参加者の人気を博しています。

近年、路線バスが減便となり、特に交通弱者である高齢者の生活に支障を及ぼすようになりました。そこで、上野原市払い下げの中古車を入札で競り落とし、送迎バスとして地域内の運行を始めたところ、多くの利用があり、車両は大活躍、特に地元の診療所への送迎が大変喜ばれています。

拠点施設「びりゅう館」は福祉避難所に指定されており、まだ記憶に新しい令和元年台風19号の際は、避難した人達に温かい味噌汁などを提供し、不安な一夜を過ごしている皆さんのお手伝いをしました。



元気いきいき教室

活動内容② 移住促進

人口減を抑止する策として移住に重点を置いていますが、具体的には空き家見学ツアー、都市農村交流会、移住者交流会などを実施しています。過去5年間の西原地域への移住者は16人となっておりますが、移住された方の多くは地域活動に積極的に参加しており、地域に新しい風を吹き込んでいます。悩みどころは空き家を貸してくれる人が少ないことですが、今後は空き家所有者の理解が得られるよう事業を展開する計画です。



移住者交流

活動内容③ 自然環境整備

次に、自然環境の整備ですが、人口減と高齢化の影響で樹木の手入れもおろそかになった結果、日陰樹木による路面凍結、家や畑の日照時間の減少、景観悪化といった問題が生じ、地域のマイナスイメージとなってきました。これでは、自信をもって移住者を迎えることができないと考え、農林水産省等の補助金を受けて日陰樹木の伐採に取り組んでいます。伐採だけではなく、県道沿いにもみじの木が立ち並ぶ「もみじ街道」を目指し、長年植栽と手入れを行ってきました。春の新緑、秋には赤や黄色に染まったもみじの中を自転車やオートバイのツーリングを楽しむ人達が風を切って走っています。

活動内容④ 食に関する取り組み

拠点施設「びりゅう館」では食堂事業として、水車小屋で挽いたそば粉を使った手打ち蕎麦をメインに提供していますが、おばあちが張りきって教える「蕎麦うち教室」もまた人気です。水車小屋は渓流沿いに立地しているため、観光客に一番人気のカメラスポットにもなっています。

活動内容⑤ 広報紙発行

3年前から月刊地域広報紙「広報さいはら」を毎月発行中です。内容としては地域の出来事や予定などが主なものですが、編集者は移住者の2人にお願ひし、地元住民とは違った目線で捉えた記事が掲載され、住民は毎月読むのを楽しみに待っています。広報紙は地域をアピールするグッズの一つとして機会をみては各方面に配布しています。



広報さいはら

その他の活動内容

その他の活動としては、農産物直売所、JICAの研修受け入れ、移動式製材機の利用事業、せせらぎ遊歩道の建設、ラビットハウスの開園、昼食弁当の配食、流域河川の清掃イベント、などです。以上のように、多種多様な活動をしています。これからもできることを諦めずに奮闘を続けていきます。



マイナンバーカードの健康保険証利用について教えてください。



1. 来年3月（予定）から健康保険証として利用できるようになります。

昨年のデジタル・ガバメント閣僚会議において、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指すことが決定されるとともに、マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取り組み方針などが了承され、来年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始される予定となっています。

2. 患者、医療機関・薬局、保険者それぞれにメリットがあります。

マイナンバーカードに搭載された電子証明書機能により、医療機関に設置されたカードリーダーにかざすだけで、被保険者の資格照会が行われる仕組みとなっています。また、就職や転職、転居による保険証の切り替えを待たずに医療機関を受診できたり、マイナポータルを通じて医療費情報を取得することで、医療機関等の領収書がなくても医療費控除の確定申告ができるなど様々なメリットがあります。

3. マイナンバーカードの交付増に備えて計画的に取り組む必要があります。

今後、各保険者によるマイナンバーカードの取得支援や、マイナポイントによる消費活性化策実施の広報等を受けて、交付枚数が大きく増えることが想定されます。県内市町村においては、先述の全体スケジュールを踏まえて策定した「マイナンバーカード交付円滑化計画」に基づき、マイナンバーカードの利便性の向上や安全性等についての広報を行うとともに、窓口数や職員の増強、土日・夜間窓口の開設などの交付体制整備や、各種受付方式の推進に計画的に取り組むこととされています。

マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた取組状況等について

取組状況等

オンライン資格確認システムの構築 (A)(B)

- 令和3年3月からの利用開始を目指し、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金、各保険者において、システム整備・改修を実施中
- 令和2年夏頃から、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストを実施予定
- 令和2年秋頃から順次、保険者から支払基金のシステムに医療保険資格情報を登録予定

保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカード読取端末やシステムの導入 (C)

- 10月に、厚生労働省から、保険医療機関・薬局におけるマイナンバーカードの読取端末やシステムの導入について、技術解説書を公表
- 令和2年1月頃に、医療情報化支援基金を活用した保険医療機関・薬局への支援手続について周知し、夏頃から順次、端末等の導入を進める（※医療情報化支援基金 / 令和元年度予算：300億円 令和2年度予算案：768億円（調整中））

各保険者におけるマイナンバーカードの取得支援等 (D)

- 9月に、厚生労働省から、都道府県知事・全保険者に対し、以下を依頼する局長通知を发出
 - ① 市町村や事業主と協力し取得促進に積極的に取り組む
 - ② 市町村の出張申請方式を積極的に検討
 - ③ 国の広報素材を活用しつつ周知広報を実施
- 各保険者において、被保険者等へのカード取得支援等を実施
 - ・ 国家公務員共済組合と地方公務員共済組合では、広報や交付申請書の配布により、加入者のカード取得を支援
 - ・ 市町村国保と後期高齢者医療制度では、市町村のマイナンバー担当部局と連携し、健康診断等の会場、高齢者が集う場等を活用した周知広報を実施 / 令和2年度からは、交付申請書を配布し、未取得者へのカード取得支援も実施予定

仕組み



メリット

1 健康保険証としてずっと使える

就職や転職、引越してもカードで受診できる。



2 医療保険の資格確認がスピーディに

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができる。



3 窓口への書類の持参が不要に

高齢受給者証や高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になる。



4 健康管理や医療の質が向上

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになる。また、患者の同意のもと、医師が薬剤情報や特定健診情報を、薬剤師が薬剤情報を、確認できるようになる。

5 医療保険の事務コストの削減

医療保険の請求額りや未収金が減少する。

6 医療費控除も便利に
マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、領収書がなくても確定申告書に自動入力されるようになる。



令和元年 10 月 1 日から大きく変わった軽自動車税について、教えてください。



軽自動車には、取得時に課税される自動車取得税、保有することで課税される軽自動車税がありましたが、令和元年 10 月 1 日に消費税が 10%に上がったタイミングで、自動車取得税が廃止されて「環境性能割」が新たに導入され、軽自動車税は「種別割」という名称に変わりました。これにより軽自動車税は、環境性能割と種別割の 2 つの柱で構成されることになりました。

歳入予算の款項目の区分

款	項	目
1. 市（町村）税	3. 軽自動車税	1. 環境性能割
		2. 種別割

1. 「環境性能割」について

環境性能割は、軽自動車の取得時（購入時）に課税されます。税率は車体の燃費性能等に応じて決定され、軽自動車の取得価格に税率をかけることで税額が導き出されます。

※環境性能割は新車・中古車問わず対象になりますが、取得価額が 50 万円以下の場合には課税されません。

※自家用の乗用車については、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に購入すると、環境性能割の税率が 1%分軽減されます。

軽自動車の環境性能割

税 率		燃費性能等
自家用	営業用	
非課税	非課税	電気自動車等（※ 1）
		★★★★ かつ 2020 年度燃費基準 + 20% 達成車（※ 2）
		★★★★ かつ 2020 年度燃費基準 + 10% 達成車（※ 2）
1.0%	0.5%	★★★★ かつ 2020 年度燃費基準達成車（※ 2）
2.0%	1.0%	★★★★ かつ 2015 年度燃費基準 + 10% 達成車
	2.0%	上記以外

※ 1 電気自動車等は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10% 低減達成）。

※ 2 電気自動車等を除き、平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75% 以上低減達成車（★★★★）に限る。

2. 「種別割」について

種別割は自動車を保有していることで毎年課税され、自動車の種類、用途、排気量などの区分により税率が定められています。登録車については、令和元年 10 月 1 日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から税率が引き下げられましたが、軽自動車については税率は変更されませんでした。



災害復旧事業債における財政措置について教えてください。



災害復旧事業においては、一定基準以上の降雨、暴風、洪水、津波その他異常な天然現象による災害により被災した施設を原形に復旧する事業を起債対象としており、復旧のための地方公共団体の財政負担を軽減し、災害の早期復旧を図る観点から、通常の起債と比べ手厚い財政措置となっています。対象となる事業は、6つに区分され、それぞれ充当率と交付税措置が異なります。事業別の充当率及び交付税措置率は表のとおりです。

【起債対象となる事業と充当率・交付税措置】

区分	充当率		交付税措置 (普…普通交付税、特…特別交付税)
	現年分	過年分	
①補助災害復旧事業債・直轄災害復旧事業債			
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法や農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の規定に基づく補助事業に係るもの及び国の直轄事業に係るもの。			
公共土木施設等	100%	90%	普 元利償還金の95% (公営住宅を除く)
農地・農林漁業施設	90%	80%	
②小災害復旧事業債			
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激特法)第24条第1項及び第2項に基づく事業。農地及び農林施設に係る被害激甚地については、激特法施行令第45条に基づき総務大臣により告示された地域に適用される。			
公共土木施設等	100%		普 元利償還金の66.5% (財政力補正により95%まで)
農地	50% (被害激甚地74%)		普 元利償還金の100%
農林施設	65% (被害激甚地80%)		
③地方公営企業災害復旧事業債			
水道施設(浄水場、配水管等)、下水道施設(ポンプ場、管渠等)、病院施設等、公営企業債に掲げられている事業区分における施設の災害復旧事業。			
	100%		特 元利償還金に係る一般会計繰出金の50%
④火災復旧事業債			
	100%		無し
⑤歳入欠かん等債			
災害対策基本法第102条第1項に基づく歳入欠かん債及び災害対策債。			
歳入欠かん債	100%		普 元利償還金の47.5% (財政力補正により85.5%まで)
災害対策債	100%		特 元利償還金の57%
⑥一般単独災害復旧事業債			
公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち、①の対象とならなかったもので、②～⑤に該当するものを除いたもの並びに単独の災害関連事業。			
公共土木施設等	100%		普 元利償還金の47.5% (財政力補正により85.5%まで)
農林漁業施設	65%		

市町村調査研究事業

本協会は、平成18年度から、個性豊かで活力に満ちた地域づくりや地方分権時代を担う人材育成等に資するため、市町村職員が主体的に行う調査研究事業に対して支援を行っており、これまで計106事業に対して助成を行っております。

また、本協会が支援した調査研究事業の成果について、各市町村における取組みの参考となるよう、平成21年度から(本誌26号～)本誌に掲載し、市町村等関係各位に紹介しております。

今号においては、平成30年度に行った調査研究事業計4団体のうち、2団体について紹介いたします(他の2団体については元年9月号に掲載)。

なお、令和2年度については、既に希望調査を行いました。具体的な申請等については4月に改めて各市町村へ通知し募集いたしますので、活用についてご検討をお願いします。

不明な点等ございましたら事務局までお問合せください。

制度の紹介

市町村職員が主体的に実施する調査研究事業に対し、次のとおり助成を行います。

①助成対象

単独または複数の市町村職員で構成する調査研究グループ(市町村長等から推薦がある4人以上の調査研究グループ)

②対象事業

市町村職員が行う調査研究事業

※対象事業のテーマは問いませんが、今後の事業推進のステップアップにつながり、更には地域の将来ビジョンや住民サービスの向上につながる効果が得られるものとします。ただし、次の事業は対象外となります。

- ・シンクタンク等へ委託する調査研究事業
- ・イベント、シンポジウム、視察等のみの調査研究事業
- ・補助金、負担金が伴う調査研究事業

③助成対象経費

事務費、アンケート・聞き取り実施に伴う経費、検討会費、旅費交通費、アドバイザー謝礼、報告書印刷費等

※次の経費は対象外となります。

- ・パソコン、カメラ等事務機器購入費
- ・広報費(パンフレット印刷費、新聞、雑誌等への掲載料等)

④助成額

助成対象経費の全額(30万円限度)

⑤助成期間

原則単年度。継続事業にあっては最大限2年間

公益財団法人 山梨県市町村振興協会

韮崎市

韮崎産赤ワインPR推進研究事業

「韮崎産赤ワイン PR 推進研究チーム」
総務課 清水 秀樹



韮崎市は、肥沃な土壌や豊富な日照量などの農産物の生産には好条件が揃っており、葡萄をはじめ桃や稲作などの栽培が盛んな地域であり、特にマスカット・ベリーA やカベルネ・ソーヴィニヨンなど赤ワイン用の高品質葡萄の生産地であることから、平成26年にワイン特区の認定を受けたところであります。

本市には歴史的にも古く地域に根付いた家族経営的なワイナリーがあるものの、峡東地域に比べてワイン醸造がそれほど盛んな地域ではありませんでした。

しかし、このワイン特区の認定により、平成27年に個人経営による小規模ワイナリーがオープンし、さらに平成29年11月には本市のワイン生産の中核となる大手ワインメーカーのワイナリーが開所いたしました。

こうしたワイナリーのオープンは、生食用葡萄だけでなく、本市で生産された醸造用葡萄を原料にした高品質なワインを通して、本市の魅力を市内外にPRする重要な地域資源として大いに期待をするものであります。

特に本市で生産される醸造用葡萄はマスカット・ベリーAを主とする赤ワインの原料となるもので、峡東地域がブランド力の強化に取り組んでいる白ワインの甲州種の例を参考に、赤ワインのマスカット・ベリーAなら「韮崎」というブランド作りのため、庁内関係部署の若手及び中堅職員の中で意欲ある職員を募りワーキング会議を定期的で開催してまいりました。

これにより、ブランド力を高める具体的な強化方法として、「ワインフェスINにらさき」と題したワインの無料試飲会を開催し、市民をはじめ多くの来場者に韮崎産ワインを知ってもらうとともに、さらにこの無料試飲会に併せ、赤ワインにリアージュする地元食材を利用した料理のプロデュースを行うという企画の実施が決まりました。

なお、この韮崎産赤ワインに合う地元食材を使った料理につきましては、ワーキングのメンバーに外部アドバイザーを加え、地産地消などの条件等を勘案したなかで議論した結果、5種類の料理を候補として挙げ、最終

的に地元甲州牛を食材とした「ローストコールドビーフ」に決定し、「ワインフェスINにらさき」においてワインとともに披露いたしました。

「ワインフェスINにらさき」の当日は、試飲及び試食に併せ、来場者に韮崎産ワインの認知度、美味しさ、料理との相性などのアンケートを行い、市外の方の韮崎産ワインの認知度は6割、美味しさについては8割、また、料理との相性についても6割の方から満足との回答をいただきました。

また、「ワインフェスINにらさき」の検証もかねて行ったワーキング会議では、メンバー各自で今後についての意見を出しあい、「本市のワイン醸造は始まったばかりであるので、今後も継続して各イベントでのPRが必要である」、「各ワイナリーのPRをすることはもとより、さらにワインの原料である葡萄の産地化を進めるための各施策（支援・補助等）の検討が必要である」との意見が出されました。

ワーキング会議に並行して、ワイン製造事業者、原料となる葡萄の生産農家や行政等において韮崎産赤ワインの産地化推進研究会も開催されていたため、今後のPR方法や産地化に向けた取組など当ワーキングで集約した意見を発表させていただき、研究会内で検討を行っていただいた結果、新たなワイナリー設立（新設：補助率2/3 上限300万など）、耕作放棄地解消も含めたぶどう棚の設置（新設：補助率1/3 上限40万/10aなど）への補助金や韮崎産ワインのPR事業の継続が必要であるとの結論から、予算化されることとなりました。

本市における葡萄やワインの産地化やブランド化に向けた動きはまだまだ始まったばかりであり、韮崎産ワインを県内外の多くの方に知ってもらえる第一歩を踏み出したにすぎません。

今後も引き続き、生産者やワイナリー、関係団体等との連携を密にし、まさに「チーム韮崎」で取り組んでまいります。



私たちが生まれ育った山梨はY字の盆地です。世界的にも稀な地形で山に囲まれ、風水害の影響も少なく、空気や水・景観・動植物・鉱物など様々な自然の恵みを日々戴いています。その山岳地帯には観光活用できる沢山の資源が点在しています。しかし、時代の流れと共にそれらの資源が忘れ去られようとしています。私達調査研究会は市内外の地形や地質、文化財など歴史的価値あるものを調査研究し、今いるこの土地の付加価値を高め、多くの方々の知的好奇心を満たし、発信する事で次世代に繋げるために、本研究会を立ち上げました。先進地視察や現地視察、更に専門講師を招き講演を戴き、その過程で観光資源素材を調べ意見交換会も行い、数多い資源の中で何を残すべきか絞り込み、活用方法や課題は何かについて、取りまとめ報告することが出来ました。

本市には2008年に完成し地域に開かれたダムとして、湖面利用が出来る乙女湖があります。その周辺には焼山峠や乙女高原・小檜山などの景勝地と歴史的価値の高い乙女鉱山もあります。更に、背景には秩父多摩甲斐国立公園のやまなみと日本百名山の金峰山が控えています。金峰山は山岳信仰の山として有名ですが、それ以外にもこの周辺は貴重な

山梨市

山梨市鉱山利活用調査研究事業

「観光開発調査研究会」
観光課 温井 一郎

地質と成っています。

金峰山の南麓にある【乙女鉱山】は今からおおよそ1,700万年前の火山活動により鉱脈が形成され「重石や石英・水晶」などの鉱物が露頭で確認できます。下流には金櫻神社の【火の玉、水の玉】を始め、江戸時代には幕府へ水晶が献上されました。初代甲府市長の若尾逸平氏は、開港後の横浜港で外国人を相手に水晶や生糸の販売も行なっています。本県の宝飾産業が近代日本の三大産業の一つになった礎でも有ります。戦時中は陸軍の支配下のもと採掘が行なわれ、世界一を誇る透明度と称賛され、双眼鏡などの材料としてドイツへ輸出されました。また、日本式双晶の水晶名はここからの発祥とも言われています。戦後は丸紅が採掘権を取得し昭和56年まで採掘されましたが、外国産の材料に押され廃坑となり、現在は山梨市が県から借受け管理をしています。

山梨県が世界に誇る宝飾産業と【乙女鉱山】は深い関わりがあり、この周辺の山岳観光資源を点から線へ繋げ「産官学」連携のもと新たなツーリズムの創出と利活用が進む事を期待すると共に、この調査に関わって戴いた方々に感謝申し上げます。

県と市町村、また、市町村間において職員交流が盛んに行われています。

今回は、市町村から県へ派遣され活躍している皆さんに登場していただき、近況を紹介していただきました。



健康増進課
主任

齊藤 裕也
(甲府市)

本年4月より甲府市からの交流派遣職員として、福祉保健部健康増進課にお世話になっています。配属当初は右も左も分からず暗中模索の日々を過ごしておりましたが、周囲の皆様のありがたいサポートもあり、現在では、担当事業における自身の役割を果たしている実感を持てるようになりました。

健康増進課では、難病担当として、主に「難病法」に基づく、難病患者に対する医療費助成に係る事業等の業務に携わっております。甲府市においても、福祉関連の部署に所属していた経験はありますが、現在の業務はこれまで経験の無い分野であり、日々、勉強をさせていただいております。

受給対象である難病患者の方が医療機関等の窓口で用いる受給者証については、年に1度の更新申請手続きが必要であり、更新事務の時期となる8月から10月にかけては大変な繁忙期となることを引継ぎで説明されていまして、果たして問題なく業務を処理できるか、一抹の不安がありました。何とか乗り越え、現在は落ち着きを取り戻しつつあります。

しかしながら、振り返りかえると、業務における反省点、解決すべき課題等が多々浮かび上がりましたので、来年度に向けての業務改善の検討を行い、より効率的な事務処理が図れるよう準備をしていきたいと考えております。

限りある期間の中ではありますが、県職員の皆様と交流し、業務に従事していく中での貴重な経験を体に刻み、派遣職員としての責務を果たせるよう今後も務めていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひ致します。



峡東建設事務所
主任

三森 建
(山梨市)

平成31年4月より山梨市から交流派遣職員として峡東建設事務所道路課にお世話になっています。異動当初は、職場が変わるだけで今までと同じ土木の業務だからそんなに苦しむことはないだろうと思っていましたが、県のシステムや経験したことのない工事にすぐに慣れることはできず、作業がなかなか進まず戸惑いばかりの毎日でした。

しかし、道路課の方だけでなく、事務所の方々が親切なご指導とサポートをしてくださり、現在は前向きに業務に取り組むことができしております。

私は道路課の南部道路担当として、主に山梨市、笛吹市の道路整備事業を行っております。業務内容としては、県道の改良工事及び未改良区間の計画、橋梁の耐震工事や県道から市道への移管業務等を担当しております。中でも、山梨市内の県道改良事業は市の職員として接してきた地域を担当するということもあり、とてもやりがいを感じながら業務をさせていただいております。

また、出向中には技術的なスキルアップだけではなく、県職員の方々と積極的に関わり、人脈を拡げていきたいです。山梨市へ戻ったあとも、そのつながりを活かせるよう、今後の業務に取り組んでいきたいと思っております。

最後になりますが、このような貴重な機会を与えてくださった山梨市役所の皆様、まだまだ至らない自分に対してご指導して下さる事務所の方々に心から感謝申し上げます。あと1年と少し期間がありますが、よろしくお願ひ致します。



中部横断自動車道推進事務所
副主査

伊藤 倫一
(身延町)

平成31年4月より身延町から市町村研修生として中部横断自動車道推進事務所にお世話になっております。配属当初は、業務の流れ、システム等すべてが今までとは違う環境に不安と戸惑いを感じましたが、周囲の方々からの温かいご指導とサポートをいただき、何とか今日に至っています。

私は、ここで工務課として中部横断自動車道関連の工事発注や監督管理に関わる業務をさせて頂いております。ここでの業務は、町の事業規模では経験できないことばかりで、県という広い視点で業務を行なえることはとても貴重であり、その経験全てが私の成長に繋がると感じています。

また業務以外においても、県職員スポーツ大会に、中部横断自動車道推進事務所の一員として参加させてもらうなど、職場環境に少しでも早く馴染めるように色々配慮していただきました。おかげで新しい環境にも慣れることができ、業務のしやすい環境を整えてくれたことにとっても感謝しています。限られた期間での出向となりますが、私が研修職員として配属された意味を常に考えながら、一日一日を大切にしていきたいと考えています。

最後になりますが、このような貴重な機会を与えてくださいました身延町役場の皆様、また日頃からお世話になっている中部横断自動車道推進事務所の皆様に心から感謝申し上げます。また、今後ともご指導のほど、よろしくお願ひいたします。

がんばっていま～す。 Fight!

Vol.47 March.2020



市町村課
主任
杉山 愛弓
(早川町)

平成31年4月より早川町から研修生としてお世話になっております。慣れない環境にとまどい、緊張と不安でいっぱいだった4月から、早いもので1年が経とうとしています。私は、行政選挙担当で行政改革、行政情報化、住民基本台帳等を担当しております。

担当する地方行政サービス改革調査では、全市町村に対してヒアリングを行い、その内容を踏まえて総務省でのヒアリングを受けましたが、これらの業務は県でなければ経験できない業務であると同時に、他市町村の状況を知るよい機会となりました。参議院議員選挙と重なり多忙な日々でしたが、担当内の皆さまのサポートや各市町村のご担当者様に協力いただき、有意義な経験になりました。

また県が事務局を担っているスマート自治体研究会にも参加させていただきました。参加するまでは用語も聞きなじみがなく、「スマート自治体」の必要性を考えたことがなかったというのが正直なところですが、参加していくなかで、小規模自治体だからこそICT技術等を取り入れ、限られた人材で効率的に業務を行うことが、よりよい住民サービスにつながると感じました。

不安もありましたが、環境を変えることで、新しい体験ができ、新しい人脈を築き、新しいものの見方を得ることができました。

最後になりますが、日頃から温かくご指導くださる市町村課をはじめとする県の皆さま、担当業務でお世話になっている各市町村の皆さまに心より感謝申し上げます。皆さまとの人脈を築けたことが、この研修の一歩の収穫です。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。また職員が少ない中、早く研修に送り出してくれた早川町役場の皆さま、住民の方々にも感謝申し上げます。この1年で得た経験を、これからフルに活用し、還元していきたいです。



市町村課
主任
木谷 昌経
(中央市)

平成31年4月より中央市から市町村研修生として市町村課に配属となり、周囲のみなさまに支えられながら、なんとか日々の業務と向き合ってきました。

私は、税政担当として市町村民税に関する事務を担当していますが、今まで税に関する事務経験がなく、恥ずかしながら地方税法はおろか市町村の税条例もほとんど読んだことがありませんでした。そのような中、4月早々から市町村の税務担当課の方々より10月1日の消費税増税に伴う軽自動車税の改正に関する多くの問い合わせを受け、聞かれていることが地方税法に関するものなのか、市町村の税条例に関するものなのか、それさえも分からずあたふたしたことが、今でも鮮明に思い出されます。

10月からは令和元年度地方交付税検査の検査員として、14市町村を訪問させていただきました。その際、市町村によって事務処理方法や使用している業務システムが違うことから、検査に要する時間に非常に大きな差があることに気がつきました。この気づきは各市町村を回る検査員側の視点ならではなく、「外の世界」を堂々と見て回れる研修生の特権でもあると思います。中央市に戻って交付税検査に関わることがあるならば、よりスマートに検査が進むよう経験を活かしたいです。

研修期間も残すところあと僅かとなりましたが、県の業務を通して他市町村の状況などできる限り多くのことを吸収し、人との関わりを大切にしながら全力で頑張ります。

最後に、このような貴重な機会を与えてくださった中央市役所のみなさま、また日頃からお世話になっている市町村課のみなさまに心から感謝申し上げます。



市町村課
主事
小林 大介
(鳴沢村)

平成31年4月より鳴沢村から研修生として総務部市町村課でお世話になっております。

私は、財政担当に配属され、各種財政関連調査や、地方債に関する事務等を担当しております。財政経験がない分、全てが目新しいことで、一つ一つの業務に困惑しつつも日々勉強させていただいております。県の調査や照会に回答していた立場から、国とのやりとりや市町村から提出される回答の確認・とりまとめまでを行う立場となり、それぞれの役割について再認識することができたのと同時に、市町村の財政について県の立場から携われたことは大変貴重な経験になっております。健全な財政運営に努めている各団体の皆様と関わり、様々な角度から財政に関する取り組みを知る機会をいただき、財政担当としての専門的な知識だけでなく、職務に対する意識や姿勢、業務の効率化など多くのことを学ばせていただきました。なんとかここまでやってこられたのも市町村課の皆様をはじめとする多くの方々のおかげだと思っております。特に財政担当の皆様には、困難な問題に直面した際にも的確かつ迅速な指導と助言をいただき、常にサポートしていただいたことに大変感謝しております。

最後になりますが、市町村課で過ごす残り限られた時間の中で、少しでも多くのことを学び、人との関わり合いを大切にしながら今後の業務に活かせるよう努めていきたいと思っております。このような機会を与えて頂いた鳴沢村の皆様、温かく迎えて頂いた市町村課の皆様及び担当業務でお世話になっております各市町村の皆様にはこの場をお借りして心より感謝申し上げます。